

十分ですか? 災害への備え

災害はいつ起こるかわかりません。新年を迎え、家族が集まるこの機会に、災害への備えについて再確認しておきましょう。

災害に備えて、いつでも避難できるように日頃から非常持ち出し品を、準備しておきましょう。
 ▼安全な避難を行うために、必要最小限の荷物にします。
 ▼荷物は、男性で25kg、女性で20kg、子どもで10kg程度が一つの目安です。
 ▼リュックなどにごまとめ、目のつきやすい場所に置いておきましょう。

非常持ち出し品再確認を

非常時の持ち出し品

食料・飲料水

- 飲料水
- 乾パン
- 缶詰
- ビスケット
- チョコレート
- カップめん

衣料品

- 衣類
- 下着
- タオル
- 毛布
- 寝袋
- 雨ガッパ
- 軍手(厚手の手袋)

貴重品

- 現金(小銭も)
- 預貯金通帳
- 印かん
- 健康保険証
- 運転免許証

防災用品

- 携帯ラジオ
- 予備電池(多めに)
- 携帯電話
- 懐中電灯
- ライター
- マスク

医療品

- ばんそうこう
- 包帯
- きず薬
- 常備薬
- 服用中の薬
- 生理用品

その他

- カイロ
- ウェットティッシュ
- ビニール袋
- 粉ミルク
- ほ乳瓶
- 紙おむつ
- 介護用品
- ペットフード

*家族構成によって必要なもの

「ハザードマップ」を活用ください

各ご家庭に配布している防災ハザードマップは、拠点避難場所・防災行政無線の設置場所・避難に係る備えや災害情報のしくみ等を掲載しています。活用ください。
 紛失されている場合は、窓口でお渡ししますので、お申し出ください。
 ◆問い合わせ 総務課

65歳~69歳の老人医療制度 医療費の自己負担を助成

65歳以上70歳未満で、次の①または②に当てはまる人は老人医療制度の要件に該当しますので、申請してください。

対象 ①本人、配偶者および同居の扶養義務者(直系血族の親族、兄弟姉妹)の平成24年中の所得税が非課税
 ②一人暮らしを含む「老人世帯」で別表の所得制限以下

※「老人世帯」とは、本人と同居する家族が、満18歳未満や満60歳以上の人のみで構成されている世帯もしくは、その世帯に重・中度の障がいがある人を含んだ世帯を有する人を含んだ世帯を申請方法 健康保険証、印かんを持参し国保医療課へ。老人医療制度が適用されると、所得金額によって医療費の自己負担が軽減されます。

◆問い合わせ 国保医療課

扶養人数	本人の所得額	配偶者・扶養義務者の所得額
0人	1,595千円以下	6,287千円未満
1人	1,975千円以下	6,536千円未満
2人	2,355千円以下	6,749千円未満
3人	2,735千円以下	6,962千円未満
4人	1人につき	1人につき
以上	380千円加算	213千円加算

※上記の額は、平成24年中の所得から本人控除(障がい者控除等)や社会保険料控除等をした額です(所得から控除できるものにつきましては、国保医療課までお問い合わせください)。

防災対策 ブロック塀等の除去、生け垣設置に助成

市では、防災対策事業として住宅の周囲に設置された既存の危険なブロック塀を除去または生け垣を設置する市民の皆さんに、その費用の一部を助成する「八幡市ブロック塀等対策補助金交付制度」を設けています。

地震等の災害時に、ブロック塀等の倒壊により歩行者への人的被害を未然に防止することを目的としています。

対象となる場合 市に住民登録がある、ブロック塀等や生け垣に係る土地の所有者または使用者が、公共的な道路に面した既存のブロック塀を除去する場合、既存のブロック塀を生け垣に転換する場合、生け垣を新設する場合

■助成額
 ①ブロック塀等除去費用全額(上限10万円)
 ②生け垣設置費用の2分の1の額(上限10万円)
 ①と②の併用可
 ※販売目的の場合は対象外。
 詳細については、お問い合わせください。

◆問い合わせ 総務課

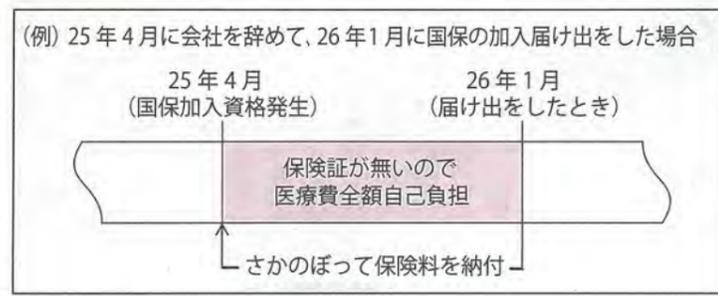
国保の届け出は14日以内に

私たちは何らかの健康保険に加入しなければなりません。健康保険には、全国健康保険協会(協会けんぽ)、健康保険組合(組合健保)、共済組合などの健康保険があります。国民健康保険(国保)はこれらの健康保険に加入できない人が加入する健康保険です。家族の加入している健康保険などにも加入できる場合があります。加入しない場合や、それまで加入していた健康保険の任意継続の保険に加入されない場合は、国保に加入する手続きが遅れると、届け出をした日からではなく、国保の加入資格が発生した月までさかのぼって保険料を納めなければなりません(遡及制度)。また、その間の医療費は全額自己負担となります。

私たちが何らかの健康保険に加入しなければなりません。健康保険には、全国健康保険協会(協会けんぽ)、健康保険組合(組合健保)、共済組合などの健康保険があります。国民健康保険(国保)はこれらの健康保険に加入できない人が加入する健康保険です。家族の加入している健康保険などにも加入できる場合があります。加入しない場合や、それまで加入していた健康保険の任意継続の保険に加入されない場合は、国保に加入する手続きが遅れると、届け出をした日からではなく、国保の加入資格が発生した月までさかのぼって保険料を納めなければなりません(遡及制度)。また、その間の医療費は全額自己負担となります。

入することになります。就職や退職、転入や転出などに伴って国保の加入や脱退の手続きが必要になった場合は、必ず14日以内に国保医療課に届け出てください。

◆問い合わせ 国保医療課



加入の手続き	こんなときは14日以内に国保医療課へ	届け出に必要なもの
1. 八幡市に転入したとき	1. 八幡市に転入したとき	印かん、転出証明書
2. 子どもが生まれたとき	2. 子どもが生まれたとき	印かん、国民健康保険証、母子健康手帳
3. 他の健康保険等を脱退したとき	3. 他の健康保険等を脱退したとき	印かん、健康保険等の脱退証明書
4. 生活保護が廃止されたとき	4. 生活保護が廃止されたとき	印かん、保護廃止決定通知書
脱退の手続き	1. 八幡市から転出するとき	印かん、国民健康保険証
	2. 家族が死亡したとき	印かん、国民健康保険証、死亡を証明するもの
	3. 他の健康保険等に加入したとき	印かん、国民健康保険証、新しい健康保険証
	4. 生活保護を受けるようになったとき	印かん、国民健康保険証、保護開始決定通知書
その他の手続き	1. 退職者医療制度に該当したとき	印かん、国民健康保険証、年金証書
	2. 退職者医療制度に該当しなくなったとき	印かん、国民健康保険証
	3. 市内での転居、氏名変更、世帯主変更	印かん、国民健康保険証
	4. 保険証の紛失や汚れて使えなくなったとき	印かん、国民健康保険証または本人確認ができるもの
	5. 修学のため、家族が他の市町村に住むとき	印かん、国民健康保険証、在学証明書

※届け出をする時に本人確認を求められることがあります。免許証等、本人確認ができるものを持参してください。代理人は、委任状と本人確認ができるものが必要です。

65歳以上の皆さんへ アンケート調査のお礼

第6期介護保険事業計画等策定に係るアンケート調査にご協力いただき、ありがとうございました。
 皆さんからいただきましたご意見・ご要望を今後の高齢者の保健福祉施策や介護保険サービス等の向上に役立ててまいります。
 ◆問い合わせ 高齢介護課